

経済産業省

20200424九州第10号

令和2年6月15日

安心計画株式会社

代表取締役社長 小山田 隆広 殿

九州経済産業局長 米田 健三

令和2年度商業・サービス競争力強化連携支援事業の審査結果について

令和2年4月20日付けで提出のあった令和2年度商業・サービス競争力強化連携支援事業計画書について審査した結果、今次補助事業として採択に至りましたので通知します。つきましては、令和2年度の交付予定額に基づく補助事業計画を立て、令和2年7月14日に令和2年度商業・サービス競争力強化連携支援事業交付申請書を当局へ提出願います。ただし、採択の条件が付されている場合には当該条件に基づき事業計画の見直し等を行った上で補助事業計画を立て、令和2年7月14日までに当局に提出し、補助事業として実施する内容として適当である旨の確認を受けてください。

事業類型：IoT、AI、ブロックチェーン等先端技術活用型

交付予定額：29,800,000円

なお、交付予定額は、予算額の都合、事業計画の内容及び採択の条件が付された場合にあってはその内容を事業計画に反映したこと等により交付予定額から減額して交付決定されることがあります。また、指定した日時までに補助事業計画及び交付申請書の提出がないときは、補助金の交付を受けようとする意思がないものと認め、補助金の交付内定を取り消すことがあります。

交付申請書は今後補助事業の内容を規定する正式の書類となりますので、下記事項に留意の上慎重かつ正確に記入してください。

記

1. 交付申請書の様式は別紙の様式によること。
2. 補助金交付申請額は、交付予定額以内の額とする。
3. 交付申請者は、補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額とする。）を減額して交付申請すること。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
4. 補助事業計画の作成に当たり、補助対象物件等の一部を変更する必要が生じた場合にはあらかじめ当局と協議すること。
5. 交付申請者は、別紙の「補助事業者の義務」をよく読むこと。  
(採択の条件)  
採択条件のとおり

別紙

<補助事業者の義務>